

# 新潟市

# 南区農業委員会

# だより

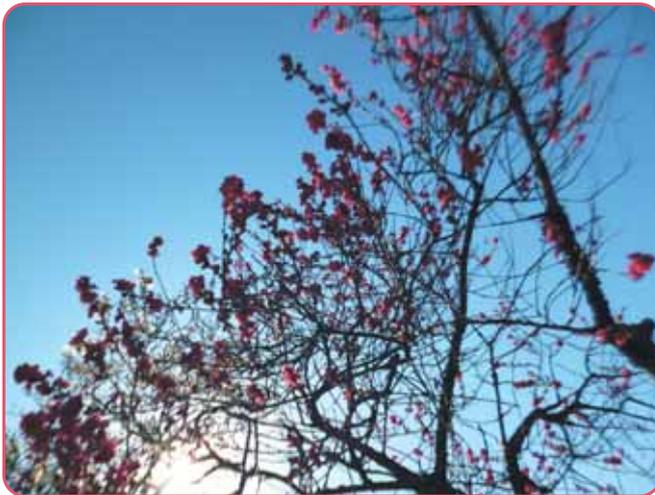
第41号

令和3年6月1日発行

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 TEL (025) 372-6785・372-6791  
FAX (025) 373-2285  
<http://www.city.niigata.lg.jp/>(新潟市)

## 主な内容

- P 2 農業者年金現況届
- P 3 経営転換協力金
- P 4 農地の適正管理

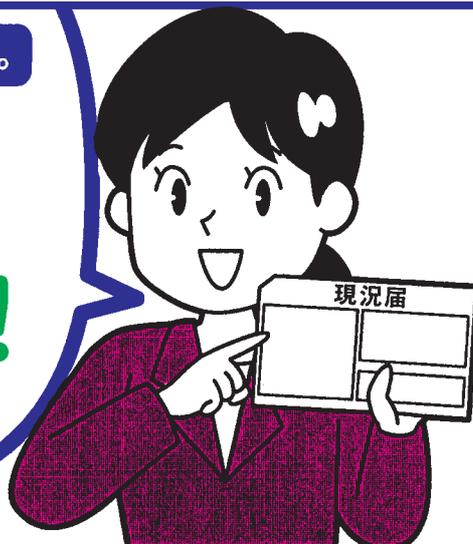


4月上旬、例年になく暖かさに茨曾根地区の桃の花があでやかな姿を披露してくれました。写真右上と左下の濃い色の花は観賞用の「花桃」です。土作りからこだわって栽培されるしろねの桃は、甘く大きく、深味のある実を作るため1本の木から収穫する数が厳選されています。7月上旬からはトップバター「八幡白鳳」、新潟の桃の代名詞「日の出」の出荷が始まります。色よし、形よし、ジューシーで上品な桃を楽しむのは、もうすぐです。

現況届は、年金を受給するために毎年必要な届出です。

# 現況届は 忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、現況届を  
農業委員会に必ず提出してください。



### 現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、**5月末頃**に直接  
受給権者ご本人あてに送付します。  
ただし、年金が差止中の方等には  
送付しておりません。

### 現況届の提出時期は…

現況届は、受給権者ご本人又は  
代理人が、現況届に署名・記入し  
て**6月中**に農業委員会に提出し  
てください。

### 現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月  
の支払いから現況届が提出される  
までの間、**年金の支払いが差し  
止められます**のでご注意ください。

### 出し忘れに注意!

現況届を出し忘れて年金が差止中の方(現況届が届かない方)は、  
農業委員会にある「手書き用現況届」を提出すれば年金の支払いが再開します。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については  
6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

## 農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください) 令和3年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック
2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

あなたご自身について、以下の1~6の項目の全てに  
「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1 あなたご自身が農業を営んでいますか	はい	いいえ
2 あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	いいえ
4 あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい	いいえ
5 あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	いいえ
6 あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい	いいえ

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、  
現況届は受理できませんので、ご注意ください

受給権者の欄			
農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します			
氏名(自署)			
生年月日	大正・昭和	年	月 日
住所	都道府県		
	電話番号( )-( )-( )		
ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください			
代理人の欄			
氏名			受給権者との関係
住所			
	電話番号( )-( )-( )		

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

今般のコロナウイルス感染症の影響により、農業者年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付停止や通常保険料額の変更が可能です。

お手続きの方法などは、農業者年金基金へお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金 電話 03-3502-3946

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp>

ご注意ください！

## 令和4年度から 経営転換協力金の交付単価と条件が変わります！

- ・米と野菜を作っているけど、野菜に特化したい・・・
- ・リタイア(離農)するので農地を貸したい・・・

そんな時に農地バンクを活用すると  
「経営転換協力金」が交付されます！

### 【交付対象者】

- (1) リタイア(離農)する農業者
- (2) 農業部門の減少により経営転換する農業者

〔以下の農業部門のうち2以上を経営するものが1以上を廃止する場合に対象になります。〕  
①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、  
⑦施設花き、⑧その他(①～⑦以外の農業生産部門)

- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

### 【交付要件】

**農地バンクに対し、原則全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。**

- (注) ①農業振興地域外の自作地、②農業振興地域内の10a未満の自作地、  
③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための自作地は、  
農地バンクに貸し付けなくてもかまいません。

### 【交付単価・条件】

申請年度	交付単価	上限額
令和元～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸
	地域集積協力金交付事業と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象となります。	

**令和3年度に交付を希望される方は、令和3年8月20日(金)までに南区農業振興公社へお申し出ください。**

<お問い合わせ先>

南区農業振興公社 025-372-5024

## 農地の適正な管理をお願いします！

近年、農地が適正に管理されず、雑草の繁茂や病害虫の発生についてのお問い合わせが増えています。

農地が適正に管理されないと、雑草・雑木が繁茂し、病害虫や火災の発生原因となる恐れがあるだけでなく、有害鳥獣の潜入や産業廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、近隣住民や周辺農地に大変な迷惑を及ぼすことになりかねません。

 **農地の所有者や借主は、法律により農業上の適正かつ効率的な利用の確保に努めなければならないとされています。**

近隣にお住いの方や他の耕作者の迷惑にならないように、耕起や定期的な草刈り・除草を行うなど、農地の適正な管理を行いましょう。

農地の貸し付けや譲渡についてのご相談は、農業委員会事務局、または地元の農業委員・農地利用最適化推進委員まで。

 電話  025-372-6785 南区農業委員会事務局



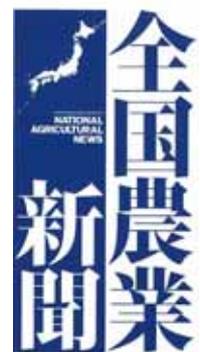
## 「熱中症」に気を付けて！

毎年、暑さに慣れていない梅雨明け直後に農作業中の熱中症事故が多発します。予防には「水分補給」「暑さを避けること」が大切です!!

特に暑さの感じ方は人によって違います。のどの渴きを感じなくても水分を補給したり、日陰などをうまく利用してこまめな休憩をとりましょう。一人の作業をできるだけ避け、二人以上での作業を心がけてください。お互いに呼びかけあうことで熱中症を防ぐことができます。気温や湿度が高い日は、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。



農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。  
 ☆毎週金曜日発行  
 ☆月額700円  
 ☆3ヶ月間の試読(無料)もできます。  
 ◎お申し込みは、農業委員・農地利  
 業委員会事務局へ



どこでも読める電子版も配信中！

毎週金曜日、午前9時に配信！お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコンで全国農業新聞の紙面をそのままご覧いただけます。

 **農機具(トラクター、コンバイン等)の盗難にご注意ください!** 